

# 令和2年度消防設備士講習会で担当講師が講演した重要ポイント

## 避難設備（第5類）

### 4 避難器具について

- (1) 避難器具は、階段による避難が不可能となった際の最後の避難手段として設けるものである。従って、階段からより遠く離れた位置で階段と避難器具との二方向以上の避難経路を確保できるように設置することが望ましい。
- (2) 避難器具を設置する開口部から地上までは、避難器具の種類と方式に応じて、展張操作上及び使用上十分な空間が必要である。この降下空間内に架空電線、樹木、看板、屋根やひさし等の障害となるものがある場合は、設置してはならない。
- (3) 避難器具の設置場所には、見やすい箇所に避難器具である旨及び使用方法を表示する標識を設けること。

### 5 金属拡張アンカー工法の留意事項について

- (1) 金属拡張アンカーのへりあきの寸法は、金属拡張アンカーの埋込み深さの2倍以上の長さとする。
- (2) 金属拡張アンカーは、増し締めのできるおねじ式とすること。
- (3) 金属拡張アンカーの相互の間隔は、金属拡張アンカーの埋込み深さの3.5倍以上の長さとする。

### 6 避難器具について

- (1) 設置が必要とされる収容人員については、階ごとに計算することが大前提であり、かつ用途ごとに計算しなければならない。
- (2) 地階にも避難器具の設置義務が生ずる場合がある。
- (3) 防火対象物の用途、階に適応した避難器具を選定しなければならない。

# 令和2年度消防設備士講習会で担当講師が講演した重要ポイント

## 消火器（第6類）

### 4 消火器の点検基準について

- (1) 消火器の確認試料は、製造年から3年を越え8年以下の加圧式の粉末消火器及び製造年から5年を超え10年以下の蓄圧式の消火器は5年でロット全数の確認が修了するよう概ね均等に製造年の古いものから抽出する。
- (2) 点検結果において使用に耐えない変形・腐食・損傷のあるものや修理不可能なものは、「廃棄」と判定されるが、この場合、設置個数が法定数以上あるからといって、そのまま設置しておかず、廃棄すべきものは必ず処分すること。
- (3) 設置状況、表示及び標識、並びに外形の確認は、設置されている消火器具の全数について、設置後6ヶ月ごとに行う。

### 5 消火器について

- (1) 二酸化炭素又はハロゲン化物（ハロン1301を除く。）を放射する消火器は、地下街及び準地下街並びに換気について有効な開口部の面積が床面積に対して1/30以下である地下、無窓階又は居室で、その床面積が20平方メートル以下の場所には、設けることができない。
- (2) 床面からの高さが1.5m以下の箇所に設置する。
- (3) 通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができる箇所に設置する。

### 6 消火器の整備について

- (1) 使用済み消火器の充填、点検の結果、部品の変形・損傷・腐食・老化・脱落・作動部分の操作不良等がある場合は速やかに適正な整備を行い、常に完全な機能を確保し、質の向上に努めることが消防設備士の責務である。
- (2) ガス加圧式の消火器は、使用したことが明確なもの以外は加圧用ガス容器が破封されているかどうか、外観からでは判別できない。従って、分解が完了するまでは危険防止のため、安全栓は確実にセットし、レバーが作動されないようにしておくこと。
- (3) 消火薬剤に異物、沈殿物、変色、汚濁、異臭、固化等の異常があった場合は詰め替える。